

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成25年1月18日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成25年1月18日(金) 午後1時00分～午後2時24分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席委員
部会長 竹井道男
副部長 服部孝規
部会員 森美和子 鈴木達夫 岡本公秀
宮崎勝郎
会長 櫻井清蔵
副会長 前田稔
- 4 委員外議員 尾崎邦洋
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 山川美香
新山さおり
- 7 案件
1 第8回検討部会の確認事項について
○議会改革推進会議の会議録の公開について
2 議題
①各種審議会等への議員の派遣について
②議会基本条例の一部改正について
3 その他
①次回の開催日について
- 8 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） それでは、定刻になりましたので、第9回の議会改革推進会議検討部会を開催させていただきます。

きょうはちょっと朝、雪が降って驚きましたけれども、上ってきました。大変寒い中ですけど、大変ご苦労さまです。

きょうは、まず冒頭に検討部会の部会員の変更がありまして、21日の議会改革推進会議で議長から改めて指名をいただくというふうな段取りになっております。

前田 稔委員が副議長に就任されましたので、同じ緑風会から、きょう委員外議員という形で出席をしていただいておりますが、尾崎議員に変更になるというふうな連絡を受けましたので、きょうの会議、少し内容も重要なので、21日が正式な指名ですけれども、委員外議員ということできょうはオブザーバーで参加をしていただきましたが、ご了承願いたいと思います。

それと、会長がちょっと来客ということでおけると。副会長は所用があつて少しおくれるというふうな連絡をもらっておりますが、正・副がいらっしゃいませんけれども、内容については若干説明もしてありますので、始めさせていただきます。

それでは、事項書に基づきまして進めさせていただきます。

まず、第8回の検討部会の確認事項について、事務局より報告をいたさせます。

浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） 前回の検討部会におきまして、推進会議の会議録の公開につきまして、全ての会議録をホームページへ掲載して公開するということが決定をしていただきました。以上です。

○部会長（竹井道男君） 前回、ホームページに掲載するということが、もう既に掲載はされておりますけれども、各部会員の発言については、ホームページで全部公開ということをお願いをしたいと思います。

それでは、次に議題に入らせていただきます。

各種審議会等への議員の派遣についてを、まず議題とさせていただきます。

経過の説明をまず事務局長からいたさせます。

浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） まず昨年11月2日の第8回検討部会におきまして、各種審議会への議員の派遣につきましては、法律で規定されているもの以外は基本的に派遣しないことで確認をいただきまして、その旨を議長と市長で調整をするということで依頼をさせていただきます。

11月20日に総務部長から派遣についての意見ということで、資料としてつけてございます資料1でございますが、意見が出されております。

それから、11月22日に会派代表者会議におきましても、総務部長から提出された意見を報告させていただきました。また、執行部に対して回答書を提出するため、部会長が作成することで確認をいただきました。

続いて12月4日、議会改革推進会議におきまして、これまでの検討部会での協議した経過、及び総務部長からの意見につきましてご報告をしていただきました。

そして、ことしに入りまして1月10日に議長から、総務部長からいただきました意見に対して議

会の考え方につきまして、市長宛に回答書を提出してございます。資料2でございます。

○部会長（竹井道男君） 今、事務局からこれまでの審議の経過について報告をいたさせました。

私のほうから資料2の議長から市長へ回答書を提出、1月10日ということで資料2が今お手元に配付がされております。その前の議会改革推進会議で私のほうから簡単に内容について説明しましたがけれども、その後、事務局と私のほうで回答書というのか、意見に対する議会の考え方ということで取りまとめをし、本来は議会改革推進会議の検討部会で確認をした上、議長のほうに提出をしようというふうな予定ではありましたが、実は資料の3の各種審議会・委員会一覧表というのをお手元に配付しておりますが、この8番、亀山市農業再生協議会というのがあります。これも議員派遣をお願いしたいという申し出がありました。実は、これに関して担当のほうと少しヒアリングを行いましたときに、これは総会の中で市議会議員というふうになっていると、条例でなくて、総会規約。

それで1月24日に総会を開催すると。その中で一度諮りたい。諮っていいですよというふうな返事でしたので、14日が総会を開催するための幹事会があると。ですから、何としてもその1日、2日前までには見解書が欲しいというふうなことでございましたので、事務局と先行して書類をつくり、なおかつその書類をもって櫻井議長のほうにお渡しをして、議長のチェックを受けた上で全体の回答として市長に渡すということで、検討部会のほうには申しわけなかったんですが、そういう日程的な関係がありましたので、議長の確認を得た上で、議長名で市長のほうに出していただきました。その内容を少し説明させていただきます。

まず委員派遣の基本的な考え方は、この前、これも12月4日にお話をしましたが、二元代表制への視点と、それから行政の監視評価、そういうふうな大きな背景から、議会の役割が非常に重要であるというところで、(株)ぎょうせいのほうからも派遣しないほうがいだろうというふうなコメントもいただきましたので、そういう視点から議会側からは派遣しないんだと。

それから自治日報社の2ページですが、議会運営の実際でも就任しないことが望ましいと、要するに、自分たちが審議するところに議員を派遣するのは、やはりおかしいのではないかと。そういう(株)ぎょうせいと自治日報社の相方、コンサルや専門書によっても、そういうふうなこともありますよということから、理事者のほうには派遣しないというふうなことで書かせていただきました。

それから、3番目に議会の委員の派遣ではなくて、どうやって委員が派遣されている審議会等への議論を議会が行うのか、このことも今後課題として、委員を出さないから何も関与しませんということではなくて、委員を出さないけれども、我々も監視していく、それから議論に関与するんだということも書かせていただきました。

それから、各委員会への派遣の見解をその大きな2番目の項に書かせていただきまして、先に3のほうへ入らせていただきます。各審議会、協議会への派遣中止の見解、これを求められておりましたので、まずここを先に説明させていただきます。

総合計画審議会についても、これまで従前どおり派遣をしてほしいということでございました。ただ現在は基本構想自体が、3ページの上を書いてありますけど、地方自治法では策定義務がなくなりましたので、今の状況では、基本構想が今後あるのかないのか全く不明になっております。これは、私が本会議で質問したときに、今後必要ということになれば、まちづくり基本条例か何かに明記する必要があるかなという企画部長の答弁もありましたが、今の段階では全く不明ということですので、次の5年後、平成29年の今の後期基本計画が切れるときに改めて議論になるんじゃないかな

と。今の段階では、あっても有名無実、全く意味がないということですので、これも要らないんじゃないかというようなことになっております。

それから森林管理協議会、農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、この3つについては、担当の部長と事務局を入れてヒアリングをしました。

その内容を、私もよくわかっていないので、どういうことかということの説明を受けました。その中から全てに書いてありますけど、やはり内容が少し専門的なものが多いという中で、その中に議会から意見を述べるのは、なかなか難しいのではないかと。非常に専門性の高い議論の会議が多いので、まず森林管理協議会なんかは専門性の高い議論の中で、なかなか議員が当て職的に行っても少し難しいのではないかということ。それから、年1回の協議会の開催ですので、基本的には、話を聞くとほとんど森林環境事業で予算化されていると、その中身がですね。ですから、予算段階でも十分それはできるのではないかということ。ですから、そういう2点から中止をしたいということ。

それから、農業再生協議会も農業の専門的な知見がやはりこれも要ると。でもこれは産建委員長の当て職になっております。特に農業重点推進方針という細かなことが書いてあるんですけど、これも多くのものが農業再生協議会の場合は予算化をされております。ほとんど今の農業政策の主たるものがここで予算化をされているということで、これも専門性が高い部分と、3月の予算審議で十分できるのではなかということを書かせていただきました。

それから、これは部長のほうからですけども、所管事項調査が4月に行われますので、その段階で少し農業予算に関するものの説明も入れ込むことによって、そういう場面で議会からも意見が述べられるということで、少しそういう動きもさせていただきたいということも向こうから回答がありましたので、これについては予算段階、それからさらに4月の所管事務説明時に、少し議会からの意見を反映していきたい。

それから一番難しいのは、この農業振興地域整備促進協議会、ここからは議会との意見交換の場がなくなるのではないかという申し出が来ております。これもやはり中身を見ますと、農業振興地域の整備計画と農用地区変更、区域変更になっておりまして、特に整備計画は5年ごとの見直し、今はこれにかかっておりますけど、そういうことでこの整備計画はパブリックコメントじゃなく縦覧しなければならないということですから、そのタイミングで議会側からの意見も述べられるのではないかと。

それから、区域の変更については、農地を保全すべき土地の変更と、要するに農地から農地ではなくなるということですので、より高度な判断が求められるとともに、やっぱり直接的な利害も絡む案件でもありますので、やはり議会側からの委員派遣で第三者的な意見を求められても、非常にここは立ち位置が難しいのではないかというふうなこと。

それと、冒頭言いました農業政策に関する議論の場がなくなるということに関しては、これは一昨年、産建の所管調査で農業問題を取り上げて、農業委員会の会長さんにも来ていただきましたので、これは恒常的なそういう場を設定することは検討できるということで、これも委員派遣についてはそういうことを理由に中止をしたいと。ですから、これについては、改めて議論の場の設定については、議会で検討させていただきたいというふうに書いておきました。

それから、国民健康保険運営協議会、これはもう冒頭から代表者会議の中でもやはり派遣すべきではないという随分お声もいただいておりますが、これは条例上は市議会議員とは書いてありませんので、公益を代表するというか、直接的に明記はされておらず、市長がその中から議員を今指名

しているということと、一番問題は、議案の素案に対する議論を、特に総務の委員会の委員長が入って行うという、その案件が総務委員会に付託をされるという、なかなかこれは議案審査への影響は大きいということを書かせていただいて、議案審査の前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会で内容の説明等は十分できるのではないかというふうなことを書いて、これも出さないということで今はさせていただきます。

最後に土地開発公社も、現在は全て事業計画のある中での用地の先行買収、昔みたいに工業団地をつくるとかそういうことは全くありませんので、どちらかというところ、ほとんど道路事業に絡む先行買収でありますので、こういうものは所管の常任委員会で事業の説明をすればいいのではないかと。当然これは予算化もされてきますので、改めてそこへ監事として入る必要があるのだろうかということで、それぞれ理由をつけておきました。

それから、最後に派遣を中止した場合にどうなるのかということで、実はもう行政改革推進委員会と社会福祉協議会については、代表者会議でも派遣をしないということを決めまして、ことしは派遣しておりません。今回この派遣をしない2つの委員会の取り組みについて、ちょっと申し添えておきました。

行政改革推進委員会は、副議長が今までは委員として出ておりましたが、これについては9月の決算委員会の意見書の中で、行財政改革の取り組みについて報告の場を持つようにというふうな意見が付してありますので、これはまたこの後、議運のほうのご議論もお願いせなあきませんが、できれば決算時で行政改革の1年間の進捗なり結果を確認する場、その場合やったら、予算決算常任委員会が一番いいと、全員で議論できますので。そういう場の設置について少し検討していきたいということで、これは場は書いてありませんけど、そのような場を求めていきたい。

社会福祉協議会も、どこかの時期で、予算の時期か決算の時期で社会福祉協議会をお招きして事業内容等、聞く場を設けられないだろうか。これは、今後社会福祉協議会と少し議論をしていきたいというふうなことを書いておきました。

この2つが崩れてくれば、土地開発公社の内容を聞いたり、今は地域社会振興会は全く聞けないような状況ですので、いわば地域社会振興会の状況を聞くとかということも今後可能になってまいりますので、直接外郭団体を委員会に呼んで、事業内容を聴取するというふうなことへも広がるかなということで、あえてここは2点ほど書いて、議長のほうから出していただきました。

少し早口で申しわけありませんけれども、全体的に要は出せない理由と、出せないことと同時に意見を聴取する必要があるのであれば、常任委員会を活用してほしいというふうな意味合いで全体をしたためましたので、内容について、ちょっとここを変えたいというのが間に合いませんので、基本的な流れとしてはこの線で今回の検討部会で確認をしていただきます。今議長名で出してありますけれども、改めてこの内容で確認をさせていただきたいと思います。

ですから、内容について、ご確認なりご意見なり、またこれ以外のことも今後やる必要が出るかもしれないので、あればお願いしたいと思います。

それから、最後に資料3について、事務局から説明をさせますので、もう一度こちらのほうも確認をお願いしたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） それではお手元の資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

各種審議会・委員会一覧表ということで取りまとめをさせていただきました。ちょっとこれまでのスタイルと若干異なっております。

まず、法必置のものが3審議会ございまして、これはもう法律で市議会議員という定めがあるものでございます。

それから、ナンバーの4から10が議会議員として明記されているものでございます。

これにつきましても、黄色の部分で総務部長からの意見の有無及び概要ということで、総合計画審議会、6番目の森林管理協議会、7番目の農業振興地域整備促進協議会、8番目の農業再生協議会につきましては、議会からの意見を回答してございます。

ナンバー11から13までの3つの協議会につきましては、識見を有する者というので、市議会議員というふうな委員の名目はございませんでして、11番目の国保の運営協議会につきましては、これは派遣をしないということで回答した件でございます。あと、12、13は、先ほども既に代表者会議で派遣をしないということでございます。

次のページをめくっていただきまして、14番目はその他ということで、亀山市土地開発公社、これも議会からの派遣はしないという回答をしてございます。

あと15番からは、議長が各団体とか広域的な道路の関係の同盟会等の議長が顧問なりに入っている部分が15からございまして、あと一番最後のページが、今現在特に審議会等開かれていないということから選任もしてございませんでして、ナンバー29から33でございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 今、一覧表でお示しをしたのは、昨年4月20日に一覧表、ちょっとこういうのを出しました。その全部のものを一旦ここへ整理をして、21日に推進会議がありますので、全員の方にわかっていただくために一覧表にまとめました。特に順番にちょっとミスがありまして、また21日の日には若干入れかええますが、議会議員と明記されている者の4番と5番につきましては、条例に書いてあります。それから、9番の住居表示審議会、10番の廃棄物減量等推進審議会、これも条例で決まっております。21日は条例と書いてあるやつを出しますので、今回ちょっと間に合わなかったもんですから、4番、5番、9番、10番、これが条例に市議会議員というふうに明記がされております。

それから、6番は条例ではなく要綱です。ですから、条例には明記されていない。要綱としてある。

それから、7番も要綱として書いてある。

それから、8番は先ほど言いました協議会の規約の中に市議会議員として明記されておると。8番については、1月14日の幹事会、1月24日の総会を経て議論をさせていただきますということになっておりますので、この情報だけはちょっと報告を、今のところで情報があれば報告させます。

浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） 所管であります農政室のほうで確認をさせていただきました。15日の幹事会におきまして、議会からの派遣をしないということで、幹事会のほうへ報告いただきまして、特にその幹事会では意見がなかったということでございます。よって、24日の総会に規約改正で議案として提案されるというふうに伺っております。以上です。

○部会長（竹井道男君） 今のところ、黄色の色塗りのところで明確にわかっているのは、今の部分だけが動きがあるということです。

それから、条例を変えなければならないのが、今言いました4番、5番、9番、10番なんですけ

ど、その4つのうち、市からそのままお願いしたいと言ってきているのは4番だけなんです、総合計画。総合計画もこれもつくるかつくらないかわからないので、結果的には今のところ条例改正してくれるかどうかはわかりませんが、基本的にはこの条例に絡む市議会議員の案件については、市としては別に残す必要はないというふうな見解になっていますので、今後、また事務局から確認をとってもらおうと思いますけど、今の段階では、どうもここは出さなくてもよさそうだという案件になります。

6番、7番、8番もそういう動きですので、総会でオーケーになればこれも派遣しなくてもいいと。残りますのが6番、7番のところ、それから11番、国保の運営協議会、これは市議会議員と書いてありませんので、またこれは出さないというふうに極端に決めてしまえば市議会議員ではないんで、これも可能性がある。これはまた代表者会議の議論になりますので、また議長にお願いしたいと思います。

それから14番の土地開発公社、代表者会議の中でご議論願えれば、これも見えてくると思います。ですから、大体予定をしていたものでいけば、森林と農業関係だけがもう少し見えにくいと。それから条例改正をしてくれるのかどうか、これについて今のところ全く情報がないということです、また3月議会に向けて議長のほうが今一生懸命動いておられますので、ある程度議長のほうに委ねたいというふうに考えております。

それから、水色の部分ですね、15番以降、2ページ目の部分については、これは他の団体であったり、他市との関係がありますし、特に議長が議会の代表として行っておられるという部分については今のところ議論はやめようと。条例にうたってあるわけでもないし、大体他団体との関係のところですので、これはまたおっつけ議論していただければいいのかなと。今回の検討部会では、ここについては議論はしないというふうなことで考えております。

以上のような、ちょっと長くなりましたが、内容でございます。

21日には若干これづくりかえてわかりやすく条例のやつを並べて、もうちょっと入れかえをきちっとしてつくりますので。

全体でいけば、ほとんど出さなくていいような状況になってきていると。ただ、明確な回答をもらっていませんので、はっきり言えませんが、まあまあ雰囲気的にはいいのではないかなというふうに考えます。

ちょっと長くなりましたが、ご意見なりご質問があれば、お願いしたいと思います。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） そうすると、総合計画は、やはり法の改正で、必要もない部分が行政の方であるということですか。

今現在はやっておる中で、条例で定まっておるので、条例改正まではやむを得んということですか。

○部会長（竹井道男君） というか、総合計画審議会自体が今はありますけど、総合計画をつくるということは自治法上は必要ないと。ただ、亀山市が従来どおり10年の総合計画をつくりたいということで、条例で総合計画をつくりたいというふうに決めていかないと、それをまちづくり基本条例か何かに入れるとすると、そこに入れ込んでつくりますよと。それが見えた瞬間、我々が今度は議決案件にそれを入れなければなりませんし、そのときに、もう委員は派遣しないというふうにもう一度申

し述べればいいんじゃないかと。今の段階では、これはあつてないようなものというふうに判断しています。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 先ほど来の農業の関係は、私も産建の委員長をしておるときに、行って我々は要らんと言ったの。私は偶然農業をやっておったもんで、意見は幾らでも言わしてもらうけれども、委員長が変わると、ほんまに困るんやと、そこで言ってきた覚えがあるもんで、これは幸いかなというふうに思っているんですわ。

○部会長（竹井道男君） あとは宮崎委員からもおっしゃっていただきましたが、少し専門性が高いもんで、利害が若干絡む部分もあるんで、意見を求められても非常にやりづらいという。あと、ここにもありますように、議会と議論する場というのが書いてあるが、またこれも代表者会議を経て、また議運のほうでもいろいろお願いをしながらどういう対応をするのか、少しこれはまた違う場所でご議論願おうかというふうに考えておりますので、またよろしくお願いします。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） もう1点確認したいと思います。

最後の青塗りのところの表彰審議会というのがあるやんか。これは行政の中できちっと定めておらへんのかな。17番の表彰審議会、これ例えば名誉市民なんかは、これは別かどうかは知らんけれども、これは例えば1月に行われる市制の記念日の中で各功労者が表彰されるんですが、そういうような部分も含んでおる中で、これはどうしても決めておらへんのかな。

○部会長（竹井道男君） 浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） 亀山市表彰条例施行規則でございまして、第6条が表彰審議会という形でございます。審議会は市長の定める基準、表彰状を授与すべき者の適性を審査し、その意見を答申するというので、審議会は委員7人以内をもって組織するというので、市長がその都度委嘱する市議会の議員となってございます。

○部会長（竹井道男君） 宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 規則も条例に基づいた規則やろ、これ。もとは条例でしょう。そやで、やはり条例に絡んでいく問題と違うんかな。

○部会長（竹井道男君） 当初、議論したのは、議案として上がってくるもの、予算として上がってくるもの、これも議案で上がってくるものはありますけど、特に直接響くようなものはまずやろうということで、今の黄色い部分をやる。あと残りの部分は、ちょっと細かい議論まで重ねてないので、ですから、その段階でとりあえず代表者会議なんかのときに議論してもらおうかなという段階です。だから、今までやっていなかったんで、そのブルーのところは。今のご意見は、また確認しながら、規則、どこでなっているのか……。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 直接的に予算に影響したり、直接的に議案になって上がってくるものというので整理しましたんで、ちょっとここまでは細かくやっていなかったんです。ただこれを見ると、市議会議員の職として10年以上在籍した者というのもあるんで、まあ関係あるかといえば、あるのかもしれないね。

規則が全部ありますので、もう一遍この辺も条例規則とか入れますわ、ちょっと21日に間に合う

ようであれば、委員会とか会議の下のほうにどこによってこれが出ているかと。条例、規則みたいなもの、それを全部入れます。それで今言われたようなものは、もう一遍どうするのか。また新たに議論させてもらうということで整理を。ちょっとそこまで細かくやってなかったんで、わかりました。じゃあ事務局のほうでもう一度整理をしてやらせていただきます。

特に内容のほう、今さら言われても困るんで、この内容で確認をお願いしたいと思います。それと21日もこの内容を皆さんにお配りをして確認をさせていただきます。それから今ご意見がございましたこの一覧表も若干整理をして、もうちょっと見やすい格好にして、これも全員の方にお渡しして確認をしていただくと。あと条例改正するしないは、あとは議長に委ねるしか手がありませんので、また市長の回答を見ながら議長のほうにご判断をお願いをしよう。今の段階だと、ほとんどこれは出さなくていいような状況にはなっておるのではないかというふうに思います。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 確認させてください。

市長へ提出された派遣についての議長からの考え方の文書の中で、まず委員派遣についての基本的な考え方のまとめとして、検討部会でも関与についての議論を行っている段階で、早急に考えのとりまとめを行いたいと考えるという、改めて早急に考え方を取りまとめるんだという書き込みがありますけれども、その答えは2番の派遣の見解の中で、およそ考え方については、まとめていただいていると。

例えば、2番の常任委員会での議論としたいとか、あるいは3番目の事前説明や議案提出後の議会での審議に委ねたいとか、あるいは外郭団体については、決算時において事業報告、質疑等、いわゆる1番においてまとめとして検討部会としては、早急に取りまとめをするんだという考えを持っているんだけれども、2番でその一定の考え方の骨子は書かれているというふうに私は読み込んだんですけども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○部会長（竹井道男君） 今も4のほうには取り扱いという部分を書いてありますけど、これは試案にはなっていますけど、やはりこういうものでできれば常任委員会機能を使って意見集約というのか、意見を聞きたいと。要するに個人の意見を聞きたかったら常任委員会をうまく使って聞くべきだというふうな考えですので、あとこれをどう進めるか、ちょっとここでは決めてないんですけど、この案を代表者会議なんかへ持ち込むのか、議運で議論してもらうのか、余りここで細かくやってしまうと、ちょっとこれ二重になっていますけど、表記が。頭は、多分4日に皆さんに出した文書を頭に入れて、それから2番目に各委員会の見解としてと、ちょっと具体的に入れてあるという格好だろうと。今、鈴木委員がおっしゃったような方向で本当はやりたいと思いますけど、どの場でやっていいのかが決めてないので、あとは議長のほうに委ねて、議長から例えば正・副委員長会議という方法もあります。正・副委員長会議の中でこの議題を出していただいて、例えばさっきの農業の問題ですね、社会福祉協議会の問題、それから土地開発公社だと産建になりますかね、これは。国保だと総務ですので、少し関連する協議会と各常任委員会との関係の議論を少しお願いします。そうなると、多分正・副委員長会議が一番いいのかなというふうな、各委員長さんのご意見も聞かなあきませんので、所管事務調査も今は頼んでいますので、そのすき間を狙って入れてもらわなあかんということで、ちょっと大変なボリュームも持ちますんで。ちょっとそこはまた議長と相談させていただいて、私は正・副委員長会議かなとは思っておるんですけど。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 私はとにかくこの検討部会で残された宿題というのか、改めて検討するのがどのぐらいのボリュームがあるのかなというような思いがあったもんですから、今の質問をさせていただきます。おおよそわかりましたので。

○部会長（竹井道男君） もう1点つけ加えるとすると、計画への関与というのが、これも宿題に今しています。今後、これが終わりましたので、次はそっちへ入りたいと思っていますが、要するに各種計画をどこまで議会が議論できるんだというのが、これも似ているんですね。委員会への議員派遣と。さまざまな計画にどう議会が関与していくんだという部分も、これは検討部会で少し荒いものをもませていただいて、これもどこかに預けようかと。多分正・副委員長会議が一番議論していただくには、自分が仕切っていますので、その委員長さんのほうで少しお願いできればなあというふうに考えております。だから、2つあります。この審議会派遣の中止問題と5年、10年の計画、毎年ありますので、どこまで意見を挟めるのかという問題、この2つを交通整理しながらやらせてもらおうかと。今一番急ぐのは、農業関係の場を設けないと、多分委員派遣をしてくれと言われますので、これは早急に議長のほうとも相談をさせてもらって、こういう場づくりについて、また議論の場をお願いしようかなというふうに思っています。

今、鈴木委員がおっしゃった分については、ちょっと2パターン、委員会側と中長期計画への関与という2つをテーマに立てておりますので、少し分けながら調整をさせていただこうと思います。また、考え方が決まりましたら次の段階でも報告をさせていただきます。

ほかによろしいですか。

それでは、この内容をもって21日の推進会議の中で全議員の方への報告ということにさせていただきます。

次に、議題の2点目に議会基本条例の一部改正について、これは前回、第8回のときに少し触れさせていただきましたが、大分詳細が少しずつ煮詰まってまいりましたので、どんなことがあるのかということで、内容についてご報告をいたさせます。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） 今回の議会基本条例の改正につきましては、昨年の9月に地方自治法の一部改正が行われまして、当市議会の会議規則とか政務調査費の一部改正を行うことを予定しております。

それと、この検討部会で議論をしてまいりましたけれども、議会基本条例の第10条の市長の提案説明の重要な政策という定義が整理をされましたので、こういうものを整理するというので、議会基本条例の改正を行うものです。

お手元にお配りしました新旧対照表（素案）でございますけれども、これをごらんいただきたいと思えます。右側の欄が改正前で、左側が改正後になっておりまして、改正部分を赤線で示しております。

まず目次ですけれども、第6章ですけれども、これを「政務調査費」から「政務活動費」に改めます。これは地方自治法の一部改正によりまして、名称が政務調査費から政務活動費に改められました。また、その交付の目的が、今までは「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」とされておりましたけれども、今度は「議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部」としてと

いうふうに改めております。このことから、この目次につきましては、名称を改めております。

それから次に、第8条第3項でございますけれども、これも地方自治法の一部改正に伴うものですが、今までは公聴会の開催とか参考人の招致を求めることにつきましては、委員会のみが地方自治法に定められておりました。それが今回の改正によりまして、本会議におきましても公聴会の開催とか参考人の招致が認められましたもので、これにつきましても本市議会の会議規則を改正することを考えております。それに基づきまして、今回この第8条の第3項を改正するものでございます。

新旧対照表を見ていただきますと、この赤字の部分ですけれども、旧のところでは、「第100条の2に規定する専門的知見を活用し」で終わっておりますけれども、ここに「第100条の2に規定する専門的知見、第115条の2に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分活用し」と、この部分を入れております。この115条の2というのが今回改正されまして、新たに設けられたところでございます。こういう形でこれは改正の予定をしております。

それから、めくっていただきまして、第10条の第1項ですけれども、これが条文の中の市長が提案する重要な政策の定義についてということでこれまでも議論を重ねていただきまして、第7回の検討部会で重要な政策とは、市長から提案される基本方針と捉え、基本計画における政策と施策とするということが確認されました。このことから、改正後のほうですけれども、第10条で「議会は、市長が提案する市の基本計画における政策及び施策等の重要な政策について」という形で改めております。

次に、第15条の各全ての項でございますけれども、これは先ほど目次の改正で説明をいたしましたけれども、政務調査費が政務活動費に改められましたことから、条文中の文言、政務調査費を政務活動費に改めるものです。また、この政務活動費につきましては、現在の市議会の政務調査費の交付に関する条例の改正を行うこととなっております。今回、交付目的が変わりましたことから、政務調査費の使途ですね、使える経費の範囲に、会派が要請とか陳情活動を行うための必要な経費とか、団体等が開催する意見交換会等への会派として参加する経費というものが認められましたので、そういうことにつきましても、政務調査費のほうの条例を同時に改正を行っていきたいと思っております。

なお、その場合につきましては、細かい手続き関係が必要になってきますので、それについては、また政務調査の手引きなどへ掲載をしていきたいと思っておりますので、これについて、また今後代表者会議等での議論をいただきたいというふうに思っております。

それから、第17条ですけれども、議員の定数ですが、これは基本条例の策定を考慮して議論した時点では、まだ議員定数は告示で定めておりました。ですから現在のような条文の形になっております。第1項、第2項というふうに分かれております。そのときの議論の中では、条例が議員の定数条例ができた時点で第18条の議員報酬と同じような形に整理するということが検討委員会の中で確認をされておりますので、今回、文言も少し整理を行っております。

ちょっと読ませていただきますと、今まで2項でありましたものが1項にまとめておまして、第17条「亀山市議会議員定数条例（平成24年亀山市条例第32号）で定める議員の定数の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数、人口、面積、財政力などの比較及び検討も行いながら、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。」というように、第17条の1項、2項とも変わって

おりません。ちょっと文言を整理しただけでございます。このような形に改正をする予定をしております。

それから、施行日につきましては、この附則のところですが、「この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行する。」としております。これにつきましては、地方自治法は24年の9月5日に公布されておまして、施行日はその公布の日から起算して6カ月を越えない範囲で定められておまして、それは定められておりませんので、これから考えますと3月6日になるんですけども、法制執務に確認しますと、3月1日という案が一番あれがないんじゃないかなというふうに考えておりますので、これにつきましては、3月議会の開会日に提案をできたらなというふうに考えております。

それと、あくまでもこれ素案でございまして、この条例の改正のもとになります会議規則とか、委員会条例、それから政務調査費の交付に関する条例の一部改正があつて初めてこれになってきますので、それにつきましては、一応素案をつくりまして法制執務室のほうと今相談、考え方とか条文の使い方なんかを考えております。ですから、正式なものにつきましては、また改めてお示しをさせていただきたいと思っております。

○部会長（竹井道男君） 第8回で今後地方自治法の改正によって、ちょっと趣旨を変更するところが伴う。それに伴って、さらに議会基本条例の一部が変わりますよということで説明をさせていただいて、きょうぼんやりといろんなものが見えてきましたので、ご説明をさせていただきました。

今後、これも代表者会議等で議論を願わなあかんのかもしれませんが、市議会の基本条例の一部を改正するというふうにご提案しておりますけど、実際にはこの8条については会議規則が改正となると。それから15条では政務調査費の条例が改正になると。この議論をする場合は、多分会議規則ですと代表者会議を経て議運だろうと思えますし、政務調査費は従前、多分代表者会議の議論になると。すると、その中身がよくわからないまま基本条例の改正のお願いをしているということです。

この辺も、今後改正される内容のものを見るだけを見ておく必要があるのかなと。議論をすると、これはもうおかしくなりますので、どんなところが変わるんだということは、ちょっと見ておく必要があるのかなと。最高規範性ということを議会基本条例ではうたっておりますので、やはりどんなものが変わるんだ、何が変わるんだということぐらいは、ちょっと要るのかなと。今回、資料は全く出しておりませんが、少しそんな議論も今後重ねる必要があるのかな。議会運営委員会を侵すわけにはいきませんが、少し中身を知る必要があるのかなという印象を持っています。

今回、だから会議規則の改定内容と政務調査費の改定内容については、提出はしておりませんので、ご了承願いたいと思います。

ですから、会議規則と政務調査費が政務活動費に変わる内容については、また別の会議の場でご議論をされるというふうなことで確認をお願いいたしたいと思います。

この内容について、ご議論があればお願いします。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 今言われたような中身、政務調査費とか、これの変更とか書いてある内容、それはよく理解しているんですが、この定数の17条の改正は、こんな事細かに書かなあかんのかなと私はちょっと思うんですけど、条例の中で。以前も2項で書いてはございますけれども。

○部会長（竹井道男君） これもあり方の委員会です。いろいろ議論があつて、告示で書いてありました

ので、2つに分けた経緯があって、実は議員報酬も同じような長々とした文章になって、ほとんど同じように書いてあります。ですから、市長が提出する場合を除きというところまでは、全く同じような文言です、報酬改定と。

それから、次のところですね、今おっしゃっています、これは1と2を足し算してつくりました、素案は。そうしないと、どっちを抜いても、今まであったものから外すというのは非常にまた議論があるんで、足し算をしてつくろうかということで、事務局長と相談をしながら、申しわけないですけど今回足し算でつくらせていただいた。これ、外せば外すで議論が起きてしまうんで。

だから、ちょっと長つたらしくなりましたけれども、一番で言う将来展望は、本会議でも議論になりました行財政改革の視点だけではなくと、これを残しました。議員報酬では行財政改革の視点と明記されているんですけど、定数はそれだけではなくと残しておこうということで、それから市政の将来課題や展望、これも残したほうがいいのかなどということ。それから他市との比較も、随分これも面積とか人口とかいわゆる議論も当時ありましたので、これも比較対象として残しておこうかと。5万都市の比較とか県内の比較とか、それも参考になるだろうと。ですから、少しだらだらと長くなりましたけれども、足し算をしてつくらせていただいたということで、またご意見があれば伺いますので、ちょっと考え方だけ申し述べました。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 比較はもらっておるのでわかるんやけど、比較してそれ相応に類似しておるかどうかというのが、ここで言や必要になってくると違うかなというふうに思いますので、余り事細かに上げるといかがかなと、ちょっと私のあれがございましたので。

○部会長（竹井道男君） また最終案は、この後またその他の項で開催日程を決めます。その場でまたご意見があれば頂戴をして、調整をしたいと思います。

今回の考え方は、あれこれ変えていじると、またその議論を一からやらなきゃいけないんで、議員報酬と同じ考え方、さらに1番2番を足し算をして、できるだけ網羅しておこうと。そのほうが安全かなと。また次の改正もありますので、ご意見としてはきっちり伺いをして、この部分は必要ないんじゃないかとか、そういうご意見があればまた伺いをして、この原案でいくのか、ここは思い切って削るべきだとか、また頂戴したいと思います。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 私がここで出したのは、当時、これを制定するときには定数の改正とか、それこそ頭ゼロではなかったけれども、余り考えておらなかった部分があるわね。それで、今現在、定数の改正、定数条例を制定するというで改正になってきたので、そういう中でいくと、類似団体とかそういう部分と比較とかいろいろしていくと、逆に異論が出やへんかなと、ちょっと私が頭の中でかすんだもんで、一遍こから確認したいなと思って。

○部会長（竹井道男君） ちょっと手元に資料がないんですけど、多分あり方の検討委員会のときには、多くの市が多分書いてあったと思います。だからそれを多分まねてつくっているんで、類似団体もこの前、ここでも資料を出しましたが、5万都市の比較しかとっておりませんので、県内他市も入れますけど、5万都市の比較というふうなことで資料もつくるようにしてありますので、逆に言えば類似団体の定義とかそういうのを逆にさせていただければ、どこでもかしこでも持ってくるなよということだと思っすよ。そういうこともありますので、少しこれは保留ということで、また皆さ

んのご意見を頂戴して、次のときにまた結論を持ちたいと思いますので、特に類似団体の比較ですね、その部分について必要なかどうかということ、少しまた会派に持ち帰っていただいて結構ですので、ご議論して、また一応2月のときにもう一度予定をしておりますので、そのときにまとめようと思いますので、ぜひご議論をお願いしたいと思います。

今回の考え方は、足し算してそのまま残したと。そうしないとなかなかややこしくなるだろうということで、改正理由のときも、多分そのような説明で提案をしていますので、ちょっと余りずれてもなあとというのがありましたので、じゃあ一度各会派の中でもご議論いただいて、どうするのか。要は消すか残すかぐらいの話ですので、また次の会議で結論を出させていただこうと思います。わかりました。

ほかにございませんか。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 10条の改正について確認したいんですけど、従来、市長が提案する重要な政策が、ちょっとダイレクト過ぎるといふか、もうちょっと修飾したいな、飾りたいなという意味合いで、今度、市の基本計画における政策及び施策等という書き込みがあります。政策と施策の違いは自分なりには理解をしているつもりなんですけれども、市の基本計画における政策及び施策というのは、どこからか準備をしてこの文言を持ってきたのか、あるいはそれも含めて、ちょっと説明をしていただきたい。

○部会長（竹井道男君） 臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） 第7回のときに、それまでも随分議論していただきまして、株式会社ぎょうせいの見解も踏まえながら、第7回のときに基本計画における政策及び施策を重要な政策とするという形で定義を確認されております。あえて「等を」ここに付けたという形になっております。

○部会長（竹井道男君） 服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 今、鈴木委員がちょっと言われた部分で、市の基本計画におけるというふうに限定してしまうのがいいのかなど。だから、これでいくと基本計画にかかわる政策、施策というものの中で重要な政策をというようにとり方をしてしまうんで、あえて別にこの基本計画ということをやった方がいいんじゃないかと。つまり、市長が提案する政策、施策等も重要なものというふうな言い方でもいいんじゃないかと。基本計画という枠の中のものしかだめなんやみたいに限定されてしまわないかなという思いがあるんで、もう少し幅を持ってもいいんじゃないかと。もちろん基本計画も含まれるんやろうけれども、そこまで厳格に条例上うたわんでもいいんじゃないかという感じがしました。

○部会長（竹井道男君） 鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 私はそのご意見も含めてそういう議論をなされたという確認を先ほどして、今、副部会長からそういうような発言があるのは、どちらかというと意外な感じが今したんですけど。だから、そういう議論をして、こういう文言を皆さんで決められたんですねという確認を先ほどの答弁でいただいたわけですね。

○部会長（竹井道男君） 実は、これをつくるときにここまで気づかずに、文章を見て、私も副部会長も同じ意見なんですけど、確認はしたんですけど、これは実際入れなくてもいいもんなんです、ここに。あえて事務局は入れたいということで、今回提案をしているんですけど、ただ重要な政策とい

うのを、あえてこうやって明記するべきなのかどうかは1つはあるんです。

よその市の条例は、結構括弧書きで書いてあったりとか、重要な政策括弧、それとか重要な政策、施策、事業とかと細かく書いてある。ただ、亀山の場合は、政策、施策までは重要な政策に入れましよう。事業は理事者側がやるもので、そこに議員が一々口を入れる必要はないんだという整理をしました。鈴鹿の条例は事業まで入っていますね。そこは、もう我々が関与するもんじゃないんだと。だから、ある意味、文書化されたところで我々は手に入れられるけど、お金になった瞬間、そこは予算議論でいいんじゃないかみたいなことになる。

ただ、私ちょっときょうまで気づかなくて、条例で基本計画まできっちりうたい込むような縛りは、あえて議会がやる必要があるんだろうかという違和感がちょっとあるんで、皆さんの意見も聞いてみようかなと思って。あえて私が言うと、何でそこまで調整しなかったのかと叱られるので、ちょっときょうまで気づかなかったので、一度それは議論していただいて、極端にはなくてもいいわけです。確認してありますので。基本的にこうしたいというのは、鈴木委員がおっしゃいましたように、基本計画の政策、施策という部分を一つの指標にというふうには決めてありますので。ただ条例できちとうたい込むと、逆に我々が自分の首を絞めてしまうという怖さもあるかなとふっと思いましたので、皆さんの意見を聞いて、まず入れる必要があるのかなのか、こうやって細かくね。重要な政策だけでいいじゃないかと。あえてよその市みたいに、きっちりこうやって政策、施策が重要な政策の範囲なんだというふうに入れるのかどうか。入れるときに、基本計画まできっちりうたう必要があるのか。もっと突拍子もない大きな政策が出たときに、それは重要な政策じゃないのかといったときに、という議論が……。

「等」でそこが逃げられるというのが事務局の見解なんですけど、まだそこはちょっと等でも逃げにくいかなとふっと思いましたので、私も確認せんまま、けさ見ていて、あっ、そこまで言うのを忘れたなと思って。それで、皆さんの意見を聞いてから決めようかなと思って。

森委員。

○部会員（森 美和子君） この基本計画というのが最上位計画であって、そこからその政策というのは起こっているのではないんですか。ほかに基本計画に沿わない政策というのは発生するんですか。そこら辺がちょっとわからない。そうだからこれは入れているのかなと思ったんですけど、そこら辺をちょっと教えてもらいたい。

○部会長（竹井道男君） 今考えているのは、過去にやった議論は、一応基本計画、基本構想をもとに議論をしてきました。ただ、重要な政策というのはいっぱいあるだろうと。突然何かやりたいと、それは計画外でもやってみたいというときに、基本計画による政策、施策等って、ちょっと縛りを入れると、何も説明せんでもいいんじゃないかって言われかねないかなと一瞬思いました。だから、重要な政策というのはいっぱいあるんで、何も基本計画だけじゃないこともあり得るかもしれませんね。

例えばシャープを誘致するなんていうのは、ここって探しますけど、文句を言うと、ここからと言いますわ。ここから派生、でも実際はないんですよ。どこかにはあるんですけど、やっぱり我々が言う政策、施策というのは、ある程度明記されたものというふうに思っているもので。それにアバウトな政策が出てくる。大きな政策、シャープなんて特にそうですけど、突然降ってわいたように来るわけだから、ああいうものの説明責任をきっちりせいということになると、基本計画にそれは載っていないんですよ。後期基本計画にうたっていないんです、産業政策としてはあるけれども。

だからそこを明記したほうがいいのか、もう思い切って少し曖昧にするのか、一切書かないほうがいいのか。これを皆さんに議論をお願いしたいなということです。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 事務局の固執する考えだけ聞かして。

○部会長（竹井道男君） 臼井室長。

○議会議務局員（臼井尚美君） 固執はしないんですけども、前回、第7回のときに、一応市の基本計画における政策及び施策が重要な政策と位置づけました。これで、例えば市の基本計画におけるこのを取ってしまいますと、政策及び施策等の重要な政策とすると、どのような政策及び施策が重要になるのか、またそこで議論が出てくるのかなというふうにも考えましたことから、前回決めてもらった形で入れております。一体どういう計画が重要なものかとなってきますので、基本計画の下の事業については重要な政策でないというふうに前に定義されましたので、だから入れております。

○部会長（竹井道男君） 鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 逆に、僕は基本計画に基づかない政策とか施策というのは出てこないと思うんです。そういう意味で、これでもいいかなと思ったり、逆にね。重要な政策ということがぼーんと、それだけあると、重要な政策って何なんだということになってしまう。だから、もう少し修飾したいというか、そういう意味でこういう文言を、およそ基本計画に基づかない施策とか政策というのはないもんですから、これでもよろしいかなと私は思ったんです。

○部会長（竹井道男君） それと、もう1つちょっと気になったのは、基本構想や基本計画は今あるんやろうかと。自治法で構想はつくらなくてもいいよということになっているので、今のところね。市の判断で基本構想をつくる可能性はあるけど、今のところ、国はつくらなくてもいいというふうになっているわけです、自治法上なくなっているんで。そうすると、基本構想はつくらないといったときに、この条例だけひとり歩きする危険性もあるんで、それもちょっとあるなというのを午前中話をしたんですけど。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 今、総合計画でなくて、例えば住生活基本計画とか、環境の計画とか、そういうものも基本計画の中の位置づけ、私はそういう見方をしているんです。総合計画が基本計画だという理解でなくて、さまざまな環境、教育の関係等、それも含めたものが基本計画であると。そういう読み方を私はしています。

○部会長（竹井道男君） ここで言う基本計画、後期基本計画、前期基本計画、だから5カ年計画のことを言っています、ここは。あくまでも総合計画に基づく前・後期の基本計画。それがバイブルということになっている。ただし、今、5年後に向けて総合計画をつくるのかどうかもまだ市は決めていないので、だから、余り明記すると、基本的にはつくると思いますが、今の段階では見えていないというのもちょっとあるのかなという懸念もあるんですけど。少し私自身も迷っているというか、皆さんの声を聞いてからと思っているんですが。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 僕はこの改正の文案でいいと思っています。というのは、等というので市の基本計画における政策及び施策等やから、それなりの幅が考えられるわけですね。それで、なぜ

これを入れたかという、重要な政策というのは人によってとり方がまちまちで、ほかの人にとってはどうでもいいようなことでも、この人にとっては重要やということもあるわけやから、その辺の認識の差というのが人によってかなり大きいと思うから、1つの例を挙げるといった意味で、たしかこういうふうな、基本的には基本計画は大きなものであると。だけど、等が入っておるんで、それからずれたものでも重要と思われるものは、それなりに上げてもいいけど、そういった感覚で入れたと僕は思っておるんですね。

だから、この文章でがちがちに枠をはめたわけでもないんやから、それなりの枠ははまっておるけれども余裕があるんやで、僕はこれでいいと思っておるんですわ。以上です。

○部会長（竹井道男君） 宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） この内容によっては、一応法制執務室、あそこらと合議はしておるといのか見てもらっておる中で来ておるわけやな。

○部会長（竹井道男君） 臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） まだこれは案として示してありますけれども、まだ回答はもらっていませんので、「等」でもどこへ「等」を持ってくる、例えば市の計画等におけるのがいいのか、ちょっとその文言の整理はしてもらっていません。

そういう考え方、今の岡本委員さんが言った考え方なんですけれども、つくりました。「等」の持っていく方がちょっとと言われると……。

○部会長（竹井道男君） 宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） それでもう1つ、この政策、施策までここで入れるのかどうかやわ、もう書いてはあるけれども、施策というのはやるだけのことやんか。我々、そこまで突っ込んでもいいのと違うかなというところがあるもので。

○部会長（竹井道男君） 一応、その重要な政策とは何ですかというふうに理事者のほうから条例をつくる段階から確認がありましたので、一番わかりやすいのは、政策、施策、事業と3つのピラミッドがあるんで、それで決めようかと。それで基本計画をもとにいろいろコンサルに聞いたり、議論して、事業はやっぱり外したほうがいいんじゃないかということろまで行ったんですけど。だから、政策や施策を変えたりするときに、こういう7つの説明をしてくださいと。必要とする背景、提案に至る経緯、他の自治体との比較、市民参画、総合計画との整合性、財源、コスト計算と、この7つの資料は一緒につけよとなっているんで、そこで政策、施策ぐらいにしておこうかねと、アバウトな大枠にしようかねと、そこまで言ったんですけど、今ご意見をいただいているのは……。

実際、具体的に何と言われると、まだはっきり言ってよくわかっていない部分もあります。だから、これはこういう委員会で詰めながら、もうちょっと読み返すというんですかね、もうちょっと基本形を読み返しながらか、この7つに当てはまるものが本当に、こういうふうに説明しましたが、いろいろ資料を持ち込んで。ですから、そこはちょっとこの案でお願いしたいなと思います。政策・施策についてはちょっとこれぐらいにしたいなと。

ただ、明記するかどうかは、少しぶれているというんですか、私自身もぶれているんです。最初はいいなと思ったんですけど、条例ですので、余りきっちりうたい込むと逃げ場がなくなってしまう。だから、できれば最高上位条例であれば、少し逃げ場は持っていたほうが安全かなと。

そうせんと、これをもって市長が、いや基本計画外やから別に重要な政策じゃないんでしょと言

われたときに、言えなくなることもあるんで、もうちょっとこれ18日にもう一遍やろうと思っていますんで、もう一度皆さんのほうでも、まず書く必要があるのかどうかですね。宮崎委員がおっしゃいましたけど、施策までという御意見もあるんで、明記する必要があるのかどうかという問題。それから、明記したときに、基本計画だけに限定して、等は後ろについているけれども、はっきりと基本計画とうたい込むのかどうか。それをやめるんやったら、全くなければ重要な政策として置いておけば、第7回で確認はしていますので、基本的にそれはコアですよということは下に言えばいい話ですので。

(発言する者あり)

○部会長(竹井道男君) ちょっとまだ意見が分かれている、事務局の気持ちは、いろいろ視察に行つて明記されているんで、この際きっちりと入れておいたらどうでしょうかということなんで、私も、じゃあそれなら入れようかというところまでは、はいと言ったんですけど、ちょっときょうは確認が私も甘くて、確認されたとおりの文言がここに入っているんですけど、それだと我々の活動をちょっと首を締めへんかいなど。幅を狭くするんじゃないかなという懸念が、私の場合、部会長というよりも議員という立場でずうっと見てくると、余り自分たちの活動範囲を狭める必要もないんじゃないかと。ちょっとアバウトなほうがやりやすいんじゃないかなという思いもちょっとありまして。

一度、また、要は入れるか入れないかぐらいにしたほうがいいかもしれませんね。今慌てて入れる必要があるのか、従来どおり、重要な政策にしておいて、あと確認は第7回ではっきり確認していますので、その段階でもそれは明記してありますから、そういうふうにするのか、もう一度お持ち帰りを願って、会派でも少しご意見を頂戴しますので、慌てて変えるものでもないし、よそは結構書いてあるんですね、政策、施策、事業とかって結構書いてあるんで、それにしても何の政策、施策、事業と書いてないですからね。鈴鹿にしても、基本計画、どこも書いていない、重要な政策、施策、事業とは書いてありますけど。じゃあ何がそれなのとなると、結局堂々巡りの議論になってきますので、もう一度、ちょっと議論も分かれていますので、明記の是非と、明記するんだったらどこまできっちりやるのか、若干幅を持つのか。少しまたご議論願えればありがたいと思います。私もちょっと詰めておけばよかったんですけど、私自身も詰められないまま持ち込んでしまいましたので。

一番重要な議論ですので、必要があれば、また当時の資料もお出しできますので、参加されていない方にはお出ししますので、一度またそれを。臼井さん、これ事前の説明のやつあったよね。何回か、6回か7回でつくった会議録というか資料が。あれをまた当時参加していない委員の方に渡して、一度それをお読み願って。2回ぐらいご議論して。

服部副部会長。

○副部会長(服部孝規君) 一般的に言うと、条例があつて、細部を規則で決めるというのがスタイルなんやけどね、だから、例えばこういう場合でも規則というものが存在するんなら、10条のところは重要な政策という言葉にしておいて、規則でもってその重要な政策とは何を意味するのかということ規則でうたうとかというのが、いわゆる条例と規則との使い分けになるんやけれども、これはあくまでも条例一本やからね。だから、条例一本やから明確にうたい込んでしまうのか、竹井部会長が言ったように、ここは規則でうたうというような形がとれないので、ある程度幅広く行けるよというようにするのかという、そこの判断をしていかなやむを得んのかなと。規則がないという、細部をうたうようなものがないというので、条例だけでいかならんというね。ここのところを判断せん

といかんかなと、そういうふうに思うね。

○部会長（竹井道男君） 一応まあその部分も含めて、条例のものに対する定義を説明するものはたしかないんですね。だからあえてつくった。そういうものが規則的につくれるんやったら、そっちで押さえるほうが、第何条についても、これはこういう意味なんだというのもできるのであれば、そういう方法もあるかもしれません。これは事務局で調整をして。この前、一ついろいろ言って変えておいたほうがより明確になるんじゃないかという事務局の思いと、より明確になればなるほど幅が狭まってきて、やはり条例として少しゆるやかなのりしろというか、幅はあったほうがいいんじゃないかなという思いを、ちょっと今相まっています、もう少し事務局と私のほうも整理をしますし、皆さんのほうもまた一度、それで委員になっていらっしゃる方には資料をお渡ししますので、一度またそれを読んでいただいて、また何かあったら事務局に聞いていただくなりしてやらせていただきますので、お願いします。

ちょっとわかりづらい。最大の宿題になっていますので。

今、何点か宮崎委員からもご指摘がありました。今の中身もそれぞれご意見をちょうだいしました。尾崎議員はきょうは発言できませんで申しわけないですけど、そういうさまざまなご意見がありましたので、少しその辺もしんしゃくしながら、また次回、少し皆さんのご意見を頂戴して結論を出したいと思いますので、特に第10条のところについては、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

最後に、実は条例改正が3月の定例会で、特に3月1日ぐらいの施行のイメージなんで、冒頭ぐらいでやらないと間に合わないということなんで、3月定例会でこれを提案をいたします。実際に提案をするのが、今のところ2月19日の臨時会が終わった後ぐらいで議会改革推進会議を、議長のほうにお願いしますけど、開いていただいて、この条例の改正内容の説明をせなあきません。

それから、あわせて議運のほうは会議規則と政務調査費とこの議会基本条例の3つ、またこれもお願いをせないかんということもありますので、2月18日に検討部会をお願いしたいと思います。

2月18日、議長がいらっしゃるんですけど、何か総会があるということで、できれば日程的に苦しいということ。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 事務局で案が固まっているのは、随分ぎりぎりだろうということだったんで、それで2月18日をお願いして、2月18日に開いて、議運が20日です。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） じゃあ、今のところ2月18日で検討部会をさせていただいて、今ちょっといろいろ議論になったものも全部整理しながら最終案をつくり上げていきます。それをもって議長をお願いして、19日のときに全員に、この基本条例に絡むやつを全員にお話ししますので、お願いすると。それでオーケーがとれましたら、20日が議運になりますので、3月定例会の。それまでには政務調査費と会議規則のほうの改正、これは各所管のほうでお願いいたしますので、会議規則は議運、政務調査費は代表者会議になると思います。それはそれぞれその日程に合わせて、それはそれで動いていただくように事務局はやるらしいので、私たちの担当は、基本条例のほうの関係、その3つが今連動して動くので、事務局としては2月18日ぐらいじゃないとちょっと無理だろうと。タイトな日程で申しわけないです。

議長、それでよろしいですか。

事前に全部資料は出しますので、変わるにしても削るか削らんかということだけなので。今の段階では2月18日の10時からあけていただいて、岡本委員のところは誰か委員外議員で。

では申しわけありません。ちょっと3月定例会とか臨時会とかいろいろありまして、なかなか日程がタイトだということで、次の開催は2月18日の10時からで、定数条例のほうの文言と、重要な政策のところの書き込み、この辺が議論になると思いますので、少しご意見があれば集約をお願いしたいと思います。それを受けて議長のほうに確認していただいて、19日に成案化されたものを提出する。

それから21日は、議長、これは私のほうから申し上げるんですけどかね。月曜日はまた前回同様私のほうから一覧表と議長名からの答弁書をもって説明をさせていただきます。

それまで何かご意見がありましたら、事務局のほうにお出し願えれば、私もまた聞いて調整させていただきます。

ですから、あと残った委員派遣のほうの細かいところは、また議長にお願いをして、少し調整方お願いしようと思います。また少しずつ見えてまいりましたら、また皆さんのほうにも、2月18日、何らかの形でご報告できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、密度のちょっと濃い議論になりましたけれども、少し準備不足もあって、なかなかうまく議論が回らんだところもありましたけど、大分いいご意見も頂戴しましたので、少し整理をした上で18日にはきっちりまとまってくるかと、各会派の中でご議論をお願いします。よろしくお願ひします。

次回、新和会だけは、ちょっと委員外でどなたか来ていただくという対応で。それから監査委員としての立場もありますので、それもまた一度ご議論のほう、こちらがあれこれ言う話ではないですが。

一応そういうことで、2月18日に向けて、また事務局と調整して行いますので、きょうは1時間半程度になりましたが、大変長時間ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

午後2時24分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 1 月 18 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男